

平成28年9月
平成28年第3回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号 件 名

- 報告第20号 平成27年度栃木市継続費精算報告書
- 報告第21号 平成27年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書
- 報告第22号 平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第23号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第24号 専決処分事項の報告について（和解の決定）
- 報告第25号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第26号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第27号 栃木市土地開発公社の平成27事業年度事業報告書の提出について
- 報告第28号 一般財団法人藤岡町農業公社の平成27年度事業状況報告書の提出について
- 報告第29号 一般財団法人都賀町農業公社の平成27年度事業状況報告書の提出について
- 報告第30号 株式会社観光農園いわふねの平成27年度経営状況説明書の提出について
- 議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 議案第106号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する
条例の制定について 1
- 議案第108号 公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例の

	制定について	2
議案第 109 号	栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	25
議案第 110 号	工事請負契約の締結について	28
議案第 111 号	財産の取得について	35
議案第 112 号	平成 27 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	37
議案第 113 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	39
議案第 114 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	42
認定第 1 号	平成 27 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 2 号	平成 27 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 3 号	平成 27 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号	平成 27 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の 認定について	
認定第 5 号	平成 27 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	
認定第 6 号	平成 27 年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 7 号	平成 27 年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 8 号	平成 27 年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 9 号	平成 27 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の 認定について	
認定第 10 号	平成 27 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	

(都市計画課)

議案第107号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の制定について

提案理由

自然環境、景観及び生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るため、栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

提案理由

関東どまんなかサミット会議構成市町による公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴い、同会議構成市町の住民が市民と同額の使用料により公の施設の一部を利用することができるようにするため、栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市勤労者体育センター条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の栃木市勤労者体育センター使用料を市内の者と同額とすること。(別表関係)

2 栃木市渡良瀬の里条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の栃木市渡良瀬の里使用料を市内の者と同額とすること。(別表関係)

3 栃木市老人福祉センター条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の栃木市老人福祉センター使用料を市内の者と同額とすること。(別表第2関係)

4 栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の栃木市勤労者総合福祉センター使用料を市内の者と同額とすること。(別表関係)

5 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の有料公園施設使用料を市内の者と同額とすること。（別表第2関係）

6 栃木市体育施設条例の一部改正

関東どまんなかサミット会議構成市町住民の栃木市体育施設使用料を市内の者と同額とすること。（別表第2関係）

〔参照条文〕

議案第107号と同じ。

公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例

現	行																												
<p>【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】</p> <p>別表（第7条、第19条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">競技場使用料</p> <p>1 団体利用の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">午前9時から午後5時まで</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">市内の者</th> <th style="width: 20%;">市外の者</th> <th style="width: 20%;">市内の者</th> <th style="width: 20%;">市外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人利用の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">午前9時から午後5時まで</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">市内の者</th> <th style="width: 20%;">市外の者</th> <th style="width: 20%;">市内の者</th> <th style="width: 20%;">市外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において、「市内の者」とは市内に住所を有する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。</p> <p>2 略</p>		区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	略	略	略	略	略	区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者	略	略	略	略	略
区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで																										
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者																									
略	略	略	略	略																									
区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで																										
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者																									
略	略	略	略	略																									
<p>【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>		区分	使用料	略	略																								
区分	使用料																												
略	略																												
<p>【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】</p> <p>別表第2（第10条、第21条関係）</p>																													

改 正 案

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

別表（第7条、第19条関係）

競技場使用料

1 団体利用の使用料

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
略	略	略	略	略

2 個人利用の使用料

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
略	略	略	略	略

備考

- 1 この表において、「市内の者」とは市内に住所を有する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。

- 2 略

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

別表（第9条関係）

区分	使用料
略	略

備考

- 1・2 略

- 3 下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

別表第2（第10条、第21条関係）

現

行

利用者区分	使用料
略	略

備考 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく障がい者をいう。

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		900円	900円	900円
会議室 研修室 職業技能講習室 教養文化室	市内	900円	900円	900円
	市外	1,100円	1,100円	1,100円
多目的ホール	団体利用	市内	2時間まで 2,000円	
		市外	2時間まで 2,500円	
	個人利用	市内	1人につき2時間まで 100円	
		市外	1人につき2時間まで 120円	

備考

1 この表において「市内」とは、市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所に勤務する者とする。

2 この表において「市外」とは、前項に定める市内以外の者をいう。

3・4 略

改 正 案

利用者区分	使用料
略	略

備考

- 1 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく障がい者をいう。
- 2 下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分		利用時間	午前9時から午	午後1時から午	午後5時から午
			後1時まで	後5時まで	後9時まで
会議室	市内の者		900円	900円	900円
	市外の者		1,100円	1,100円	1,100円
研修室					
職業技能講習室					
教養文化室					
多目的ホール	団体利用	市内の者	2時間まで 2,000円		
		市外の者	2時間まで 2,500円		
	個人利用	市内の者	1人につき2時間まで 100円		
		市外の者	1人につき2時間まで 120円		

備考

- 1 この表において「市内の者」とは、市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいう。
- 2 この表において「市外の者」とは、前項に定める市内の者以外の者をいう。
- 3・4 略

現

行

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（温水シャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～7 略

(2) 陸上競技場等

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～4 略

(3) プール 略

(4) 弓道場

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

改 正 案

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（温水シャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～7 略

(2) 陸上競技場等

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～4 略

(3) プール 略

(4) 弓道場

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

現 行

2 大平運動公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（野球（ソフトボール）場夜間照明設備及びシャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	使用料
略	略

(2) ファミリーパークプラザ

区分	使用料
略	略

(3) バッテリーカー乗り場

区分	使用料
略	略

備考

改 正 案

2 大平運動公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（野球（ソフトボール）場夜間照明設備及びシャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	使用料
略	略

(2) ファミリーパークプラザ

区分	使用料
略	略

(3) バッテリーカー乗り場

区分	使用料
略	略

備考

現

行

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（バッテリーカーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

5 ふるさとセンターパーク

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

6 栃木市都賀聖地公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

7 西方総合公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

改 正 案

1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（バッテリーカーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

5 ふるさとセンターパーク

区分	使用料
略	略

備考

1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

6 栃木市都賀聖地公園

区分	使用料
略	略

備考

1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

7 西方総合公園

区分	使用料
略	略

備考

1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

現 行

8 岩舟総合運動公園

区分	使用料
略	略

備考

1 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

2 略

【栃木市体育施設条例の一部改正】

別表第2（第11条、第20条関係）

1 栃木市屋内運動場使用料

区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
略	略	略	略

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

改 正 案

8 岩舟総合運動公園

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

- 2 略

【栃木市体育施設条例の一部改正】

別表第2（第11条、第20条関係）

1 栃木市屋内運動場使用料

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
略	略	略	略

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

現 行

4 栃木市大平武道館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) 附属設備使用料

区分	使用料
略	略

6 栃木市藤岡弓道場使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

7 栃木市都賀体育センター使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

改 正 案

4 栃木市大平武道館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) 附属設備使用料

区分	使用料
略	略

6 栃木市藤岡弓道場使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

7 栃木市都賀体育センター使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

現 行

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

8 栃木市都賀市民運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 夜間照明使用料

区分	使用料
略	略

9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

(3) 弓道場使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

区分	使用料
略	略

(4) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

改 正 案

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

8 栃木市都賀市民運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 夜間照明使用料

区分	使用料
略	略

9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

(3) 弓道場使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

区分	使用料
略	略

(4) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

現 行

1 0 栃木市木コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

(1) 体験使用料

区分	使用料
略	略

(2) 宿泊使用料

区分	使用料
略	略

1 3 栃木市西方総合文化体育館使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

1 4 栃木市西方北グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

1 5 栃木市西方南グラウンド使用料

改 正 案

1 0 栃木市木コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

(1) 体験使用料

区分	使用料
略	略

(2) 宿泊使用料

区分	使用料
略	略

1 3 栃木市西方総合文化体育館使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

1 4 栃木市西方北グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

1 5 栃木市西方南グラウンド使用料

現 行

区分	使用料
略	略

1 6 栃木市真名子運動広場使用料

区分	使用料
略	略

1 7 栃木市岩舟総合運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 体育館使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

備考

- 市外の者（市内に通勤通学するものを除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2～7 略

改 正 案

区分	使用料
略	略

1 6 栃木市真名子運動広場使用料

区分	使用料
略	略

1 7 栃木市岩舟総合運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 体育館使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内に通勤通学する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2～7 略

(商工振興課)

議案第109号

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

提案理由

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、制度融資の対象者を拡大するため、
栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正することについて、
議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

中小企業者の定義を改めること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第107号と同じ。

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) <u>中小企業者</u> <u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種を営むものをいう。</u>	
(2)・(3) 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。

(2)・(3) 略

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市片柳町 2 丁目 1 4 番 3 9 号 館野・清田特定建設工事
共同企業体代表者 館野建設株式会社代表取締役 古谷清岳と締結することにつ
いて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約
を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

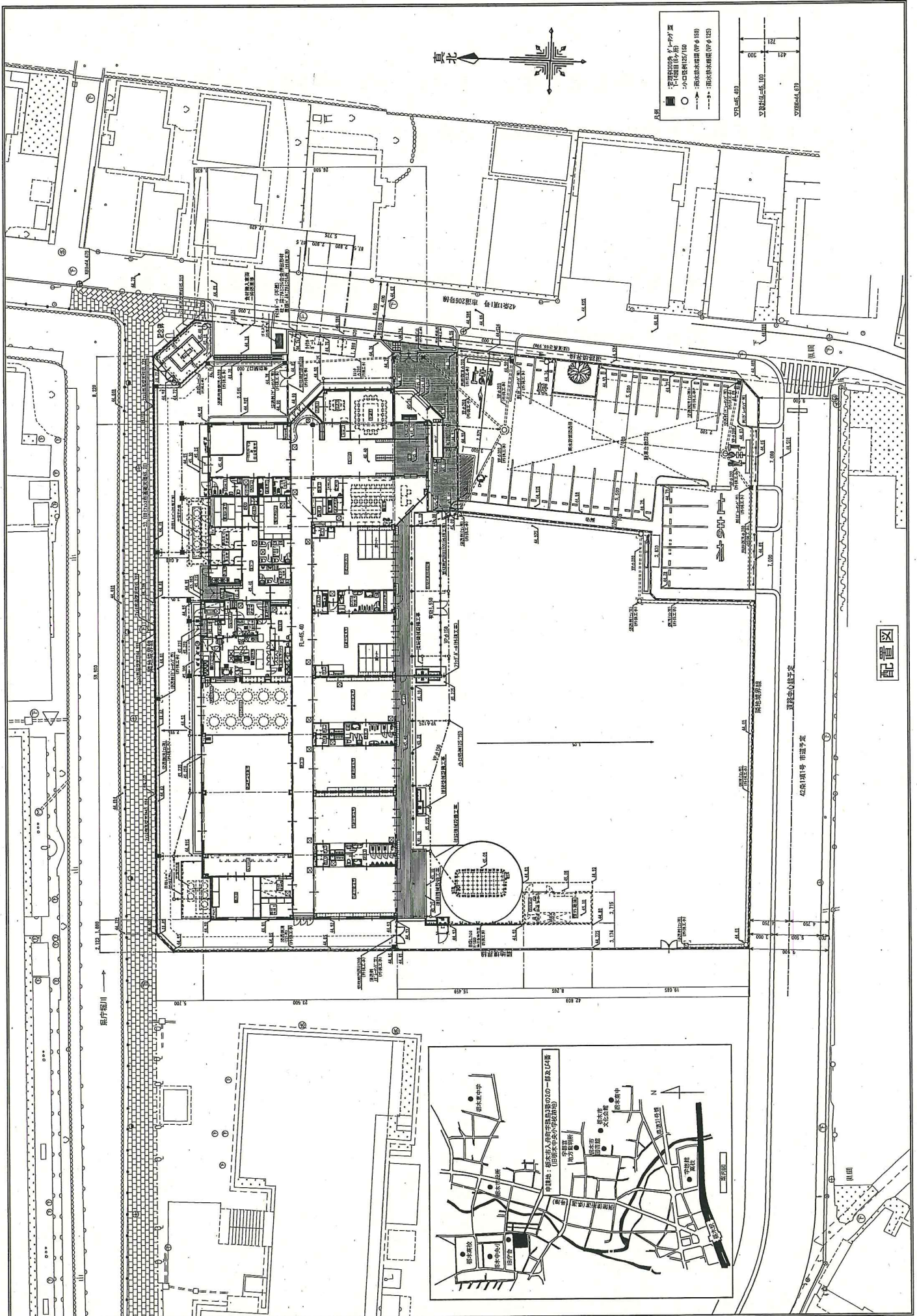
(参考)

工 事 名 (仮称) いりふね・そのべ統合保育園園舎新築建築工事

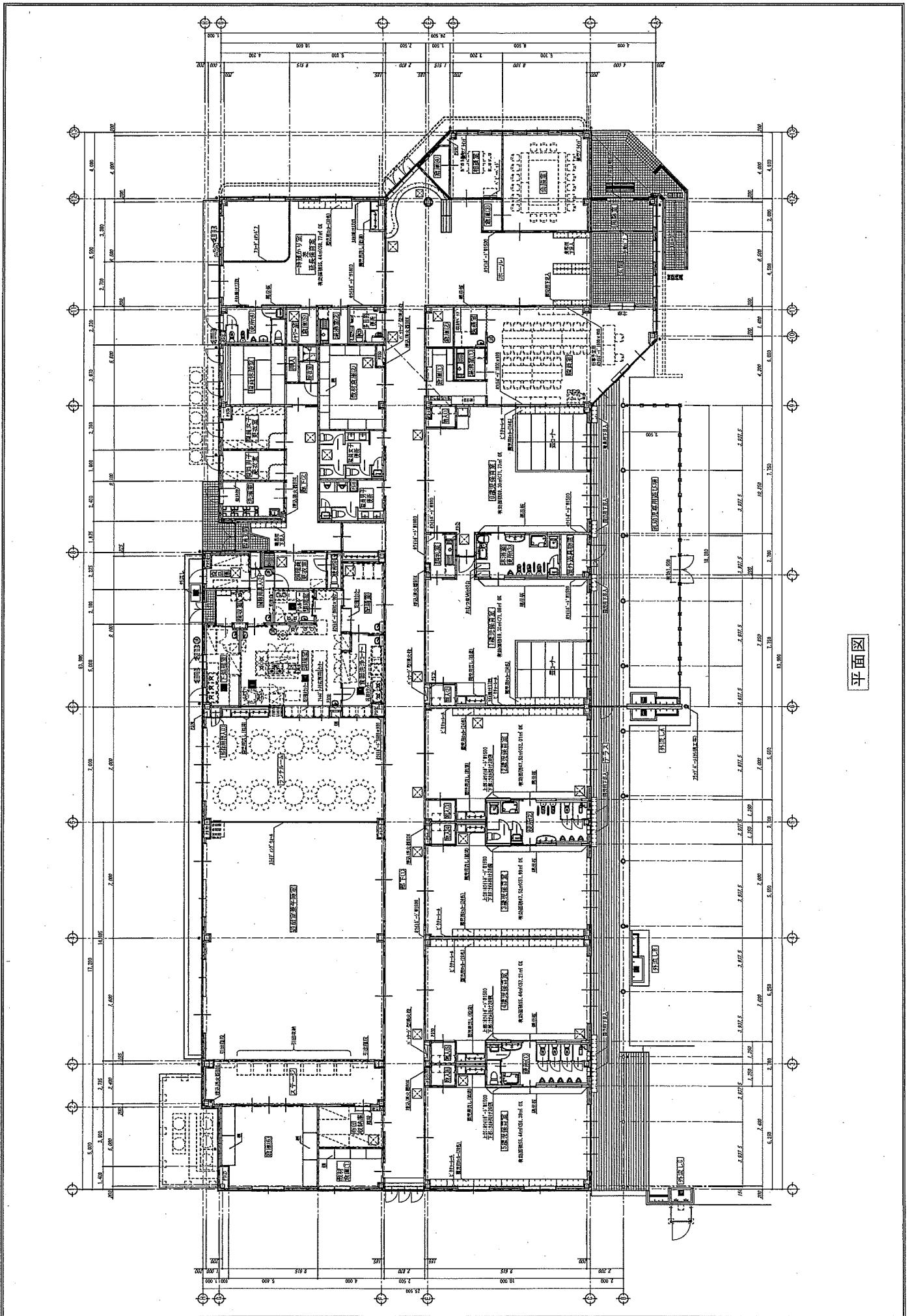
工事場所 栃木市入舟町地内

工事概要 鉄骨造平屋建て

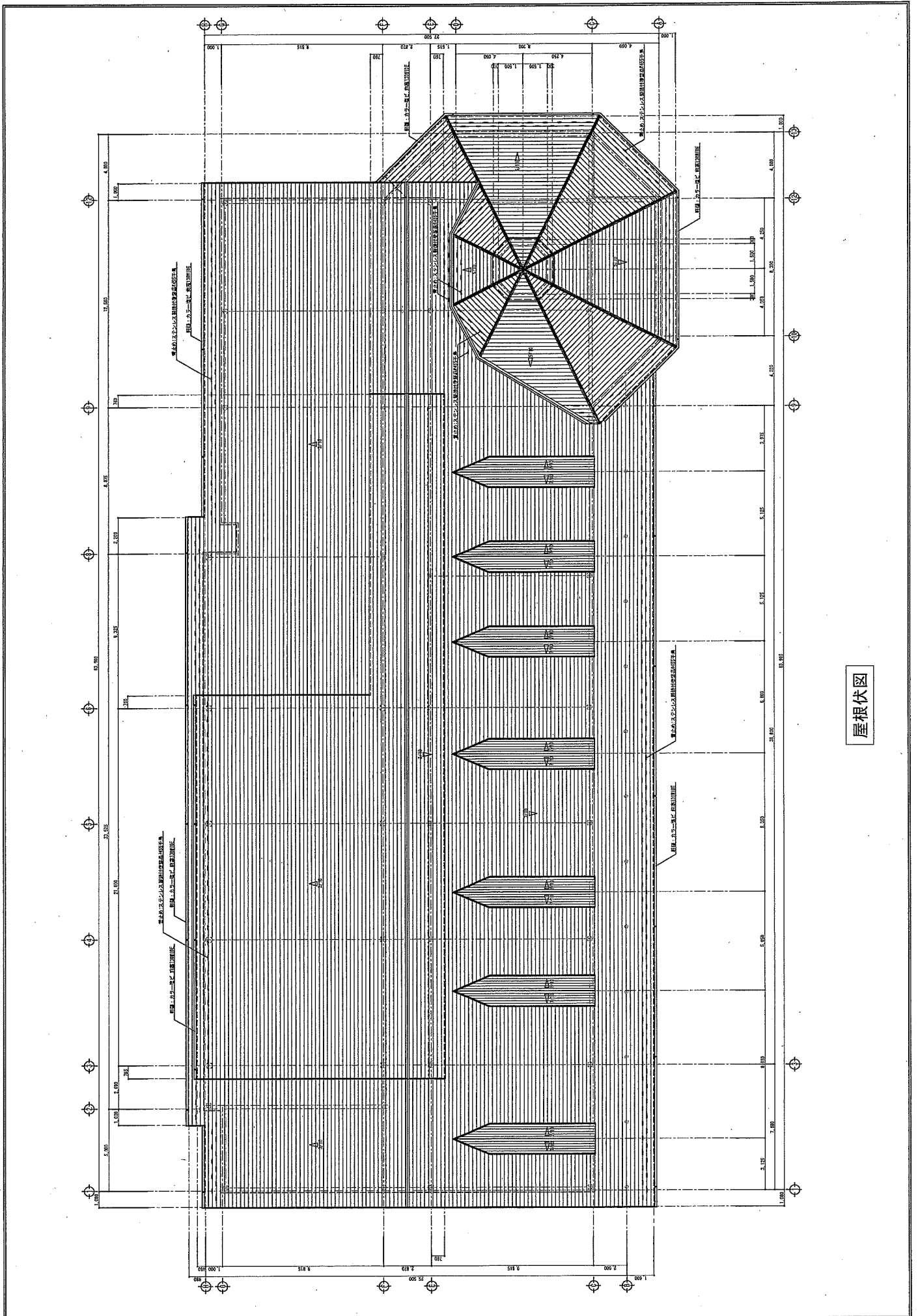
・延床面積 1,463.4㎡



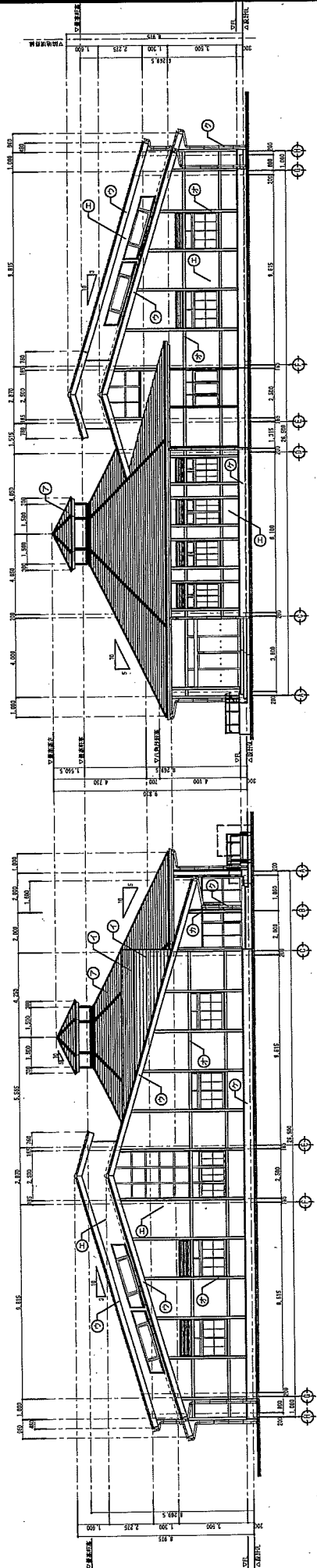
配置図



平面图



屋根伏图



正立面图

正立面图

(消防総務課)

議案第111号

財産の取得について

提案理由

常備消防及び消防団相互の通信を可能とするため、デジタル簡易無線機固定型6台、車載型1台、携帯型271台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(水道業務課)

議案第112号

平成27年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

平成27年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金1,265,197,418円のうち750,000,000円を資本金に組み入れ、515,197,418円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

平成 27 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,340,448,573	2,273,712	1,265,197,418
議会の議決による処分額	750,000,000	0	△ 1,265,197,418
資本金	750,000,000	0	△ 750,000,000
減債積立金	0	0	△ 515,197,418
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	9,090,448,573	2,273,712	(繰越利益剰余金) 0

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 3 1 名のうち、大橋登美子氏が平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第 2 条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第 1 6 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることとはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

大橋登美子氏の略歴

住 所 栃木市大平町上高島488番地

生年月日 昭和28年11月28日

[Redacted]

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第114号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、大竹義彦氏が平成27年10月31日をもって退任してから欠員でありましたので、後任委員の候補者に黒川弘照氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第113号と同じ。

黒川弘照氏の略歴

住 所 栃木市本町14番30号

生年月日 昭和40年12月11日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)